原京圏から青森への移住・就業で、最大100万円を支給します!

青森県へのUIJターン促進・中小企業における人手不足解消のため、青森県と県内市町村が共同して、移住支援金を支給するものです。※予算の上限に達した場合、申請の受付を締め切る場合があります。

1. 支給金額

世帯での移住:100万円 単身での移住:60万円

※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき最大100万円を加算(一部の市町村に移住した場合を除く)。

2. 支給対象者

支給対象となる方は、(1)共通要件(①移住元・②移住先の両方)に加え、(2)就業要件のいずれかを満たす方となります。

(1)共 <mark>通要件</mark>	①移住元	住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上(直近の1年間は連続)、東京23区内に在住していたこと又は東京圏※に在住し、東京23区内に通勤していたこと。 ※ 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のこと。ただし、条件不利地域を除きます。
	②移住先	・申請時において転入後1年以内であること。 ・申請後5年以上継続して青森県内に居住する意思があること。

	((2)	就	苿	要	件
--	---	-----	---	---	---	---

①対象求人に就業した方	マッチングサイト「あおもりジョブ」に移住支援金の対象として掲載されている求人に応募し、新規で採用された方。(求人・就業には条件があります)		
②専門人材に該当する方	プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業 を利用して就業した方。(就業には条件があります)	※②~④の方は市 町村によって基準と なる転入日が異なり	
③テレワーカー	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、 移住先を生活の本拠として、移住元での業務をテレワークで 行う方。		
④関係人口に該当する方	青森県内の市町村や地域の人々と関わりを有する方のうち、 市町村が本事業における関係人口と認める方。	予め移住先の市町 村担当課へ確認を お願いします。	
⑤起業した方	起業支援金の交付決定(審査有)を受けた方。		

3. 申請方法

申請書、必要書類を移住先の市町村に提出してください。
子育て加算の金額や申請できる期間は市町村により異なります。必ず転入前に転入先の市町村へ直接お問い合わせください。



各市町村担当課の連絡先、制度の詳細は県ホームページから➡

お問い合わせ先

青森県 こども家庭部 若者定着還流促進課 TEL:017-734-9174 E-mail:wakamono@pref.aomori.lg.jp